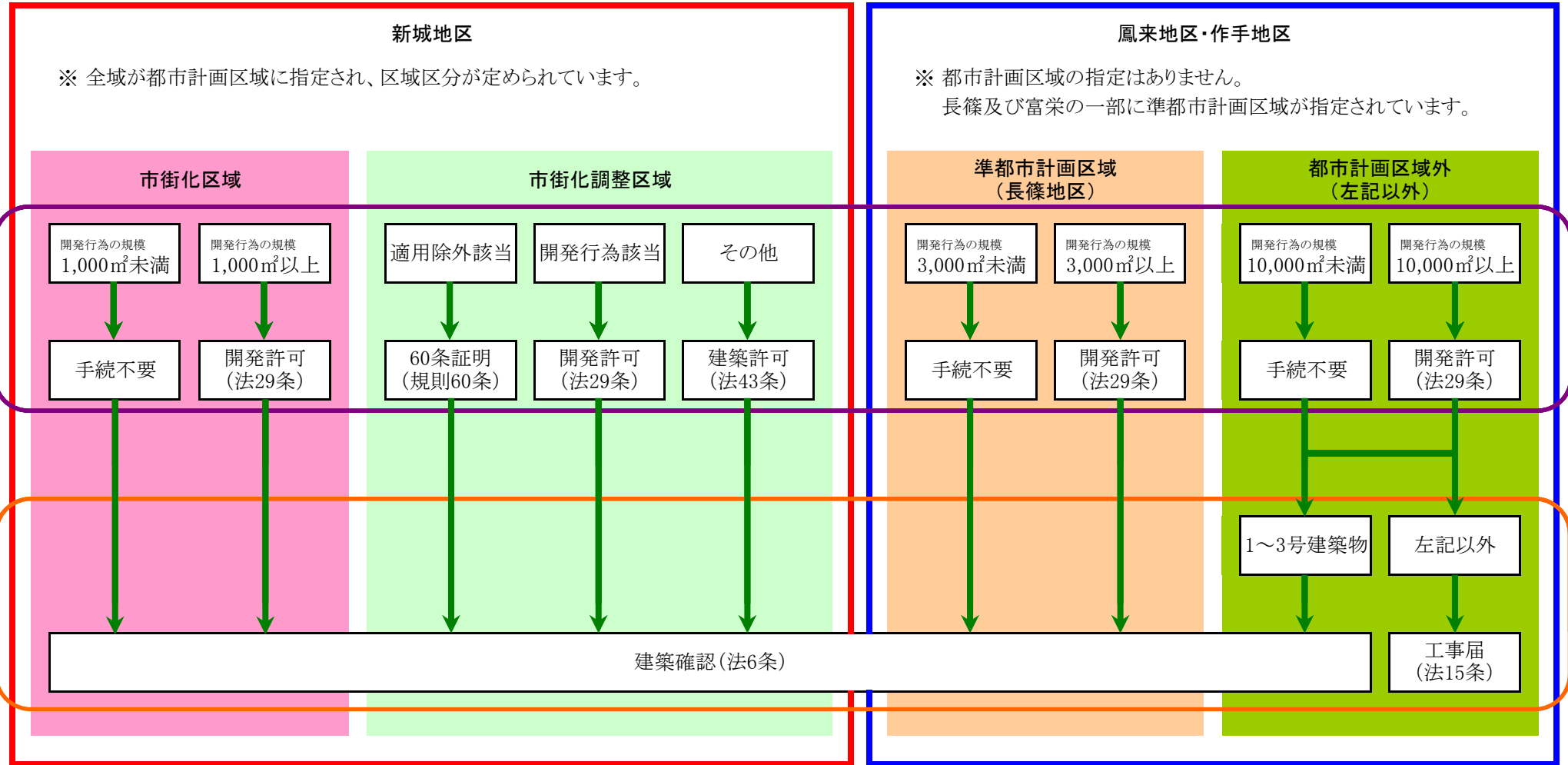


建築に伴う手続の流れ

都市計画法に基づく手続

建築基準法に基づく手続



※ 「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を言います。(都市計画法第4条第12項)
 ※ 市街化調整区域以外において、開発行為をしない場合は、都市計画法に基づく手続は必要ありません。